平成２６年（フ）第８３７号
愛知県春日井市中央台４丁目１番地２　212号棟106号室、従前の住所岐阜県可児市松伏５丁目４番地
債務者　松元　　亮
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　斉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８３８号
名古屋市名東区一社４丁目230番地　シャトレー名東102号、従前の住所岐阜県可児市松伏５丁目４番地
債務者　松元　末幸
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　斉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５７号
札幌市中央区南14条西７丁目３番１―303号
債務者　藤田　久惠
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８２号
京都府乙訓郡大山崎町下植野山王前５　シャーメゾン丸豊201、住民票上の住所京都府長岡京市神足１丁目18番11号　明峰ハイツ105
債務者　渡邉　正明
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里内友貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９１号
長野県安曇野市穂高有明4256番地１　柳原方
債務者　藤沢　正尚
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　勝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７７８号
名古屋市昭和区阿由知通１丁目２番地
債務者　森　　愼司
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　　保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１９号
札幌市中央区南５条西27丁目２番11号　丸中ビル201号
債務者　竹田　潮美
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田嶋真悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２７号
愛知県知多郡武豊町字豊成３丁目50番地６
債務者　深水　絢子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別285番地
債務者　橋詰　重之
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古宮　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第８０９号
横浜市南区大岡２丁目18番32号　さつき荘102号
債務者　伊藤　暢行
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網野　雅広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３７号
京都市右京区梅津神田町53番地２　エスポワール彩302号室、住民票上の住所京都市右京区西院太田町65番地
債務者　松本染織こと　松本　義郎
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野々山　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
熊本県合志市幾久富1647番地250
債務者　米村　謙一
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　康一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９５号
横浜市青葉区桜台44番地97　パストラール桜台301
債務者　横山　善則
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉伸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０号
長崎県諫早市栄町２番11　アエル栄1302号
債務者　藤川　和利
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　精一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
愛知県西尾市米津町白沢189番地１　コーポ二村201号室、前住所愛知県西尾市鳥羽町十三新田46番地44
債務者　小島　準子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　大輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２７号
岩手県一関市川崎町薄衣字高野113番地、前住所岩手県一関市花泉町金沢字久保田42番地１
債務者　佐藤　智和
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部